

令和 年 月 日

- (注) 1. 従業期間に見込みの期間が含まれている場合は、入学後に、実務経験証明書を改めて提出してください。必要な従事期間を満たした実務経験証明書が提出されない場合は、入学資格を満たさなかったものとして、無効になりますので注意してください。
2. 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印(証明印)で訂正してください。修正液で訂正したものは証明書として無効ですので、注意してください。
3. 用紙が不足する場合は、コピーしたものを使用してください。
4. 証明された内容について、虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しを受けます。受講中または修了後に判明した場合は、受講もしくは修了の取り消しとなります。実務経験が入学要件となっている場合は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和 62 年厚生省令第 50 号）第 4 条に基づく入学資格と照らし合わせ、履修・出席科目が全て無効となることがあります（4 年制大学卒等を除く）。